附　則

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この政令の施行前に納付すべき事由の生じた自動車損害賠償保障事業賦課金の金額及びこの政令の施行前に発生した自動車の運行による事故に係る過怠金の金額については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「六億四千八百万円」を「七億三千八百万円」に改める。

第二条中「六千九十四億六千七百十七万八千円」を「六千三百九十六億千三百三十五万五千円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項及び関係法令の規定を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる府令の規定中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「出資者等」を「譲渡法人等」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項
二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十三条の七第三項
三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百二十条第三項
四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第十一条第三項
五　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第五十七条第三項
六　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第四条第三項
七　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）第三条第三項

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十五中「当該特別目的会社に対する出資者又は」を削る。

第五十二条の十二の二第三項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「出資者等」を「譲渡法人等」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「当該特別目的会社に対する出資者及び」を削り、「出資者等」を「譲渡会社等」に改める。

附　則

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○内閣府令第十号

金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令

金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府・財務省・経済産業省令第二号

株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第七条第二項の規定を実施するため、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充